

求人票

※は記入しないでください。

複数企業の受験： 可 ・ 不可

※受付：令和 年 月 日

求人者	フリガナ				フリガナ					
	社名				店舗名					
	所在地	〒 -			店舗数	直営	店	F	C	店
					従業員数	計	男	女	人	人
	書類提出先	〒 -			卒業生数	計	男	女	人	人
					従業員の平均年齢	歳	平均勤続年数	年		
フリガナ			設立	年	採用担当者	部署				
代表者名			資本金	万円		氏名				
	事業内容					年商	万円	TEL		
		FAX								
		MAIL								
				URL						
採用条件	採用職種		雇用形態		雇用期間	無 ・ 有 ()				
					正社員登用	無 ・ 有				
	職務内容		求人数	人	運転免許	要 ・ 不要		転勤	有 ・ 無	
						必要資格		勤務先		出社予定日
	基本給	円	毎月給与から控除されるもの	勤務時間						休日・休暇
	手当	円		円	(月平均 時間)	(年間休日 日)				
	手当	円		円	() 時 分 ~ 時 分	休日				
	手当	円		円	() 時 分 ~ 時 分		休暇			
	手当	円		円	休憩： 分					
	手当	円		円	残業：月平均 () 時間					
勤務条件	総支給額	円	控除額合計	円	有給休暇	(前年度有給休暇平均取得日数： 日)				
	手取額	円			加入保険 (入社時)	健康	厚生	雇用	労災	その他 ()
賞与	賞与	新規学卒者の見込み 年 回 (程度)			特記事項					
	昇給	新規学卒者の見込み 年 回 (程度)								
	寮	有 (自己負担額 円程度) ・ 無								
	試用期間	雇用条件変更： 有 (特記) ・ 無								
	研修の有無および内容	会社負担：全額・一部								
応募・選考方法	会社訪問	可 不可	説明会	日時	① 月 日	② 月 日	③ 月 日	別途通知		
	応募書類	履歴書 卒業見込書 成績証明書 健康診断書 その他 ()								
	受付期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ・ 定員に達するまで				※学内締切 月 日				
	受付方法	個人にて ・ 学校を通して 持参 ・ 電話 ・ メール ・ ホームページ ・ 郵送 その他 ()								
選考方法	試験内容	書類選考	有 ・ 無			日時・場所	①	日時	月 日 時 分	
		筆記	専門 ・ 常識 ・ 作文 ・ 適性 ・ その他 () ・ 無				場所			
		面接	集団 ・ 個人 ・ グループディスカッション				②	日時	月 日 時 分	
		実技	有 () ・ 無				場所			
		実習	有 () ・ 無				随時 ・ 別途通知			
備考	メッセージをご記入ください。									

私どもは、この求人申込みの時点において、求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 _____

事業所所在地 _____

代表者名 _____



対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

※このリーフレットは厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

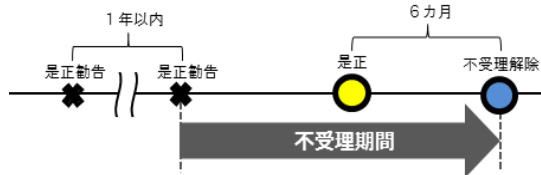
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
 なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

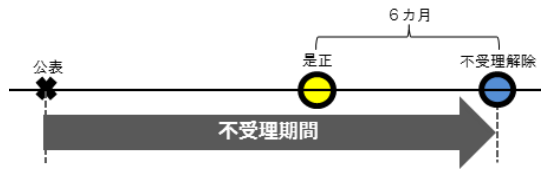
(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



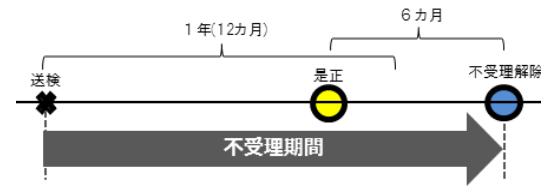
(2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



(3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、

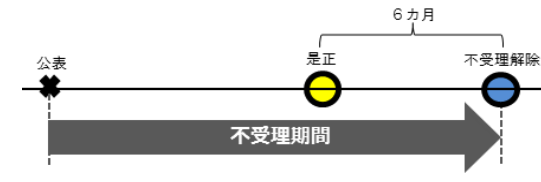
- a 当該違反行為を是正していない。
- b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
- c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

(1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

(1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
 ①労働基準監督署による是正勧告、
 ②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
- b 是正してから6カ月が経過していない。